

第167回大阪府内水面漁場管理委員会議事録

1 開催日時	令和4年12月19日(月)午後3時00分から午後3時40分
2 場 所	大阪府咲洲庁舎23階 内水面漁場管理委員会会議室
3 出席委員	辻野 耕實、森下 雅子(リモート)、奥 一治、奥 正雄、橋本 俊哉 門口 康次、鍋島 靖信(専門委員)
4 府関係者	池田 孝雄、中村 良弘、山脇 敏広、井上 実 平松 和也(生物多様性センター)
5 事務局	井坂 浩一、久保 佳洋、宗石 瞬
6 議事事項	(1) 漁場計画(素案)について (2) その他
7 議事概要	
事務局 (井坂書記長)	<p>定刻となりましたので、ただ今から第167回大阪府内水面漁場管理委員会の開催をお願いしたいと思いますが、その前に事務局から注意事項等を説明させていただきます。</p> <p>携帯電話をお持ちの方は、会議中は電源をお切りいただくか、マナーモードに設定をお願いします。</p> <p>まず本日の出席状況ですが、鶴田委員と坂口委員が欠席、森下委員にはリモートにて参加していただいておりますので、結果6名の委員に出席いただいておりますので、本日の委員会が有効に成立していることをご報告いたします。</p> <p>本日の議題は、お手元の次第にありますように、 「漁場計画(素案)について」の1件でございます。</p> <p>なお、本件については、水産課が今後パブリックコメントを実施するにあたりまして、事前に内水面委員会に報告させていただくものでございます。なお、漁場計画樹立にあたっての審議については3月にお願いしたいと思っております。</p> <p>それでは、辻野会長、議事の進行、よろしく申し上げます。</p>
会 長	<p>本日は、お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。</p> <p>急に寒くなりましたので、体調など壊さぬようにお願いします。</p> <p>ただ今から、第167回大阪府内水面漁場管理委員会を開催させていただきます。</p> <p>議事に入ります前に、議事録署名人を、大阪府内水面漁場管理委員会規程第6条の規定に基づき、私から指名させていただきます。</p>

	<p>議事録署名人につきましては、 門口委員と奥正雄委員にお願いします。 それでは、議事に入ります それでは、水産課から、「漁場計画(素案)」について、説明をお願いします。</p>
水産課 (井上主査)	<p>水産課の企画豊かな海づくり推進グループの井上が説明させていただきます。本日は内水面における漁場計画(素案)について、5種類の資料を用意させていただいています。</p> <p>委員会資料1は漁業権更新スケジュール、資料2が漁場計画素案の概要を説明する資料、資料3が内水面における漁場計画素案、資料4は今回更新するあゆとますの漁場計画区域図、資料5はあゆ・ますの現況の区域図になっています。</p> <p>まずは、漁業権の更新にかかるスケジュールについて、委員会資料1で、前回説明させていただきましたが、その後の進捗と今年度の予定も含めて説明させていただきます。</p> <p>1番目の生物多様性センターに委託して実施している調査ですが、6月に基点調査、7月に現地調査を行っておりまして、現在その結果の取りまとめを行っております。調査結果については、年明けのどこかのタイミングで、説明させていただく予定としています。</p> <p>2番目の漁業協同組合への事前のヒアリングですが、今年の夏8月～9月にかけて実施したところです。</p> <p>3番目の漁場計画(素案)の策定ですが、河川調査の結果や4番目に書いています漁業協同組合から提出いただいた要望書、また関係機関との事前の打合せ等も踏まえながら、作成しております。</p> <p>そして、今回5番目ですが、作成した漁場計画(素案)について、このあと、皆さまにご説明をいたします。</p> <p>今後の予定になりますが、年明けに6番目の、近畿地方整備局、都市整備部の河川管理関係機関に、漁場計画素案について、文書で協議を行います。</p> <p>7番目の利害関係人への意見聴取とその結果の公表を、パブリックコメントの方法に準じて、年明けに行います。</p> <p>それら手続きを踏まえ、8番目、漁場計画(案)を、2月中に作成することを目指しています。</p> <p>9番目以降ですが、漁場計画(案)の内水面委員会への諮問を2月末頃に行わせていただき、3月に公聴会及び答申をいただく予定としております。</p>

今年度のスケジュールについての説明は以上です。

つづきまして、委員会資料2をご覧ください。内水面における漁場計画（素案）について、その概要を説明させていただきます。

資料の内容としては、漁場計画の目的、考え方、主な変更点及び今後のスケジュールについて簡単に説明します。変更点については後で、漁場計画（素案）と漁場図で詳しく説明します。

目的についてですが、内水面漁場計画は漁業法第67条で準用する第64条の規定に基づき、都道府県知事が内水面漁場管理委員会の意見を聞いて、漁業の種類、漁場の位置や区域、漁業の時期など免許の内容たる事項を事前に定めその内容を記載したものになります。

次に、漁場計画策定の考え方についてですが、河川調査や漁協へのヒアリングを実施し、漁場の環境や利用状況、漁協の要望等を踏まえ、また、漁場の総合的な利用を推進すること、漁業調整その他公益上支障がないように、設定することとされています。

次に、主な変更点ですが、今回は2つの漁協から変更要望があり、一部計画を変更しております。その内容を簡単に説明させていただき、詳細はあとの漁場計画（素案）と漁場図を用いて説明させていただきます。

まずは能勢町漁協に該当する内共第101番の計画ですが、変更点は岩谷川のます類漁場を削除し、大路次川の上流に新たにます漁場を設定しています。

次に安威川上流漁協に該当する計画、内共第103号ですが、あゆ漁場について、安威川ダム工事の進捗に伴い、ただし書きの文言を変更し、安威川ダムの建設に伴う恒久的な立ち入り制限区間を漁場から除いています。恒久的な立ち入り制限区間は、安威川ダム建設にともなう漁業補償契約に基づく区間で、ダムの構造物の少し下流から、安全対策のため船等が近づかないようにするダム湖に浮かぶフロートまでをイメージしていただけたらと思います。より具体的な場所については、安威川ダム事務所と事前に調整し、緯度経度で把握をしておりますので、問い合わせがあった際にはそちらで対応することを考えております。

今後のスケジュールについてですが、本日漁場計画（素案）を審議していただき、12月から1月頃に近畿地方整備局と都市整備部の関係機関との協議を行います。1月頃にパブリックコメントを実施。その後、2月頃に内水面漁場管理委員会に諮問し、3月に公聴会を実施し、内水面漁場管理委員会から答申をいただきまして、これを踏まえ4月に漁場計画を公示する予定としています。委員会資料2の説明は以上です。

次に内水面における漁場計画素案について説明させていただきます。委員会資料3の漁場計画（素案）及び委員会資料4の漁場図をご準備く

ださい。参考資料として、現行の漁場図も付けておりますので、必要に応じてご覧いただけたらと思います。

漁場計画素案の詳細を説明します。P2.P3をご覧ください。変更のある箇所を網掛けでお示ししております。内容としましては、先ほども説明しました内容で、上から、1の公示番号、2の免許の内容たるべき事項の(1)として、漁業種類、漁業の名称及び漁業時期を記載しています。あゆ漁業でしたら、3月1日から9月30日まで、ます類漁業でしたら、通年を漁業時期としております。

その下(2)、漁場位置として、豊能郡能勢町の大路次川及び山辺川、(3)、漁場の区域として、あゆ漁業とます類漁業の各基点の目印となる橋の名称や県境を記載しています。

3番目の関係地区として、豊能郡能勢町を記載しています。

4番目の制限条件として、(1)漁業法に基づき漁業権者から知事に提出いただく報告内容、(2)砂防や地すべり等の安全対策上必要な公共工事については不当に拒むことができないことを記載しています。

5番目として免許予定日を令和5年9月1日、6番目の申請期間は未定、7番目の存続期間は令和5年9月1日から令和10年8月31日までとしています。最後に漁場図をつけています。

能勢町漁協に該当する内共第101号の変更点ですが、先程の説明したとおり、ます漁場を変更しており、それに伴って、基点も一部変更しています。漁場の区域についてですが、委員会資料4の漁場図の赤色で塗った区域があゆ漁場、青色で塗った区域がます漁場となっています。前回からの変更点としましては、山辺川の上流の基点第7号と8号から、北に延びる河川が岩谷川でございますが、こちらに設定していたます漁場を削除しています。削除の理由としましては、漁場としての利用が難しくなっていると聞いており、具体的には漁場のスペースが限られており、昨今の新型コロナによる釣り客同士の距離をとる対策が難しいと聞いています。

新しいます漁場を、大路次川の上流の基点第3号と第4号に設定をしています。なお、生物多様性センターの現地調査の結果、特段漁場として問題ないと聞いています。内共第101号については以上になります。

続いて素案のP4.5の内共第102号です。

漁場図もご覧ください。こちら豊能町と箕面市にまたがる余野川にある東能勢漁協と止々呂美漁協に該当する計画です。あゆ漁業とます類漁業が設定されていますが、今回は内容に変更はございません。

素案のP6.7の内共第103号です。また漁場図もご覧ください。

	<p>安威川上流漁協に該当する計画ですが、変更点としましては、あゆ漁業のただし書きで除いている区域の文言を変更します。安威川ダム工事の進捗に伴い、恒久的な立ち入り制限区間については除くとしていますが、前回更新時はダムの構造物がなく、転流工というパーツしかなかったのを除くとしていました。ダムの構造物は完成しているので、漁業補償契約に基づいて立ち入り制限区間を除くとしています。その他に変更はありません。</p> <p>次に素案の P8. 9 に内共第 104 号です。また漁場図もご覧下さい。こちらは芥川漁協に該当する計画です。高槻市の芥川にあゆ漁業とます類漁業が設定されていますが、こちらの内容に変更はありません。</p> <p>次に素案の p10. 11 の内共第 105 号です。また漁場図もご覧ください。</p> <p>こちらは尺代漁協に該当する計画です。島本町の水無瀬川にます類漁業が設定されていますが、こちらの内容に変更はありません。</p> <p>以上で漁場計画（素案）についての説明は終了になります。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。</p>
<p>橋本委員</p>	<p>103号ですか、新しいダムでワカサギの漁業を始めるという話を聞いたのですが、そのあたりが出てません。茨木市と相談しているそうですがどうなっていますか。</p>
<p>水産課 (井上主査)</p>	<p>組合に聞いたところ、ワカサギをいきなり入れていいのかどうか、国内外来種という点でも、漁協内でも議論があるそうで、すぐに始めたいとまではなっていないそうです。</p> <p>安威川ダム事務所もダム湖であゆが産卵して再生産する可能性もあり、ダムにワカサギを入れるとあゆの子供が食われてしまうかもしれない点を懸念しており、我々水産課もワカサギの話は積極的に進めるのはどうかと思っています。</p>
<p>橋本委員</p>	<p>次のチャンスは5年後になりますか。</p>
<p>水産課 (井上主査)</p>	<p>そうですね。しかし、変更はできます。</p>

橋本委員	変更可能ということは分かりました。 当初、安威川漁協が乗り気だと聞いたもので。
水産課 (井上主査)	そこまで強い要望は聞いていません。
会 長	他に何かございますか。
奥(一)委員	能勢町漁協ですが、資料3のP2ページの4制限又は条件(2)に、国又は地方公共団体が施行する河川の砂防および地すべり防止工事その他の公益事業については漁業上支障があっても不当に拒むことができないというのは、これは拒むことはできないのでしょうか、漁業補償についてはどうなのですか。補償はあるのか、ないのか。現実はまだ起きていないのでわかりませんが、空想でしかないかもわかりませんが、もし起きたら補償とかはどうなるのか、将来的に問題になることもあるのではないのでしょうか。
水産課 (井上主査)	過去から引き継がれている文言であり、安全対策のための公益上必要な工事を想定していると考えています。漁業補償は、安威川ダム工事などのように漁場が完全に消滅するようなときに検討されるもので、川辺の補修工事のような公益上必要な工事では漁業補償は発生しないと考えています。
奥(一)委員	工事中、水質が変わるとか、営業に支障が出てくる事実があればどうなのですか。
水産課 (井上主査)	池田土木事務所が工事に当たり漁協さんと支障がないように事前に調整を行うと聞いています。
奥(一)委員	話し合いをする余地はあるのですね。分かりました。
奥(正)委員	工事は法律になっていないが、6月16日～10月15日まではユンボなどを入れられなくなっています。梅雨や台風などで水量が増加することがあり、危険なことがあるので。工事期間は10月16日以降になります。

	<p>芥川漁協では工事するときは、茨木土木事務所と工事業者を呼んできていつから工事するか相談します。河川工事すると100%濁りが出るので、できるだけ濁りが出ないようにしてくれというしかない。漁協は工事を拒めないで、予算のあるうちにやらないといけない。3月末まで使わないとだめで、繰り越しはできないので、3月末に工事が集中することもあります。</p>
会 長	<p>この文言はすべての漁協に同じ文章が入っているのですね。</p>
奥(正)委員	<p>工事が優先になりますので。</p>
会 長	<p>河川を守るための河川工事ですね。</p>
奥(正)委員	<p>今、川の環境がめちゃくちゃですわ。水の勢いが強くなってきている。足首以上に水位があると歩けない。膝まで来るといけない。どこの川でもすぐに増水する。大きな石でも流れてくるので、水の勢いは怖い。何が起きるかわからない。ニュースでも橋が流れたり、木やいろいろなものが流れてきたりします。1級河川は100mm対応になっていますが、うちも1級河川ですが、30mm降ったらアウトです。</p>
会 長	<p>これは今、奥委員が言われたように、降雨などで河川の増水に対応する工事ですね。</p>
奥(正)委員	<p>昔は漁業組合が強よかったですのですが、今は違いますので。</p>
会 長	<p>特に河川域に何か別の施設を作るとかを想定していない話ですね。そうであれば、事前にアセスメントとかもしての話になってきますが。そういう理解でいいですか。</p>
水産課 (井上主査)	<p>はい、それで問題ございません。</p>

会 長	他に何かございますか。
森下委員	安威川の地図ですが、ダムができて堤体もできているので、ダムの堤体が地図にないのが変だと思います。
水産課 (井上主査)	除く部分は網掛けの部分の中にあるのですが。
森下委員	それはそうですが、地図の中に古田井せきとか堰の名前が書いてあるのに、その堰よりもっと大きい構造物があるのに、それが地図に入っていないのはおかしい。それを基点に漁業権の補償がされている大事な場所なので、説明地図としてはそれを書いた方がいいのではと思います。
水産課 (井上主査)	分かりました、四角の網掛け内にダムの堤体があるということを明確にします。
森下委員	さきほどの説明で恒常的に影響を受ける部分として、ダムの下流とっておられましたが、ダムの堤体よりちょっと下流まで含まれているかどうかはこの地図ではわからないので、入れておいた方がいいと思います。
水産課 (井上主査)	どうしても概念的なものになってしまうので、これを見て細かいズームマップで拡大したような、細かい情報は得られない資料になっています。
森下委員	そうですね。この計画が実施される令和5年からは、ダムが完全に出来上がっている状態なので、それに昔の地図をそのまま使うのはおかしいと思います。
水産課 (井上主査)	これについては安威川ダム事務所と相談し、ダムの工事期間が終わっていないため、前回と同様に、ダムの区域を漁場からただし書きで除くこととし、ダムが完全に出来上がった形での漁業計画は、次のタイミングで検討することになります。
森下委員	分かりました。ただ、漁場として堤体はできているので、地図に入れたらいいのではないのでしょうか。

水産課 (井上主査)	分かりました。
会 長	<p>それではよろしいですか。他はございませんか。</p> <p>スケジュールですが、パブコメは今日検討している素案で行くのですか。このような方向性がどうかということを審議していただくことのできるのですね。</p>
事務局 (井坂書記長)	今日いただいた意見はなるべく素案に反映して入れるようにします。
会 長	森下委員の意見が地図に追加記入されるというのでいいですね。よろしくをお願いします。生物多様性センターに環境と生物の調査をしてもらっているようですが、素案をパブコメに出して、次の案にその調査結果データを入れて全体を検討していくようになるのですか。
水産課 (井上主査)	生物多様性センターとの契約で、調査結果が2月末に出てくるので、漁場として問題がなければ、今回も漁場計画素案として説明させてもらい、今後の免許の申請時に毎年審議してもらっている増殖基準量を来年度に議論するとき、生物多様性センターの調査結果の河川の状況データを使用していきます。
会 長	<p>最終的には素案の形で出て、その根拠として環境調査結果が付いてくる。それも含めて書き込んでいくことですね。</p> <p>今日は素案の方向性を審議していただきました。方向性がこれでよければ、意見も出尽くしたので、この方向でいかせていただきます。</p> <p>本日の委員会の議事は、これですべて終了しました。ほか何かご意見や事務局から連絡事項等ございませんか。</p>
事務局 (井坂書記長)	今後の委員会予定ですが、漁場計画関連で今年度はあと2回、2月に公聴会、3月に漁場計画の審議をお願いしたいと考えており、それに合わせ、毎年1月にしているあゆの増殖計画を2月に、コイヘルペスの委員会指示を3月に審議いただきたいと考えています。
会 長	前回、奥(正)委員から効率的にうまくスケジュールを組んでほしいという提案がありましたが、そうなるようです。本日の議題はすべて終了しましたので、これをもって本日の委員会を閉会させていただきます。

	<p>本日はお疲れ様でした。</p>
--	--------------------